

農地中間管理事業貸付希望申出書

宮城県農地中間管理機構（みやぎ農業振興公社）を活用し下記農用地等の賃借権設定をしたいので、下記承諾事項に同意し申出します。

なお、不動産業者の介入又は、事前に実質的な契約を締結した事実がないことを申し添えます。

令和 年 月 日

宮城県農地中間管理機構

公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳 殿

申出者住所 〒981-0000 ○○市●●1111番地
フリガナ ミヤギノ ジロウ
氏名 宮城野 次郎
生年月日 年 月 日
電話番号 022-123-4567

宮城野

1. 農用地等の表示

・別紙のとおり

※当該農地の下記項目について以下のとおりです。

<input type="checkbox"/> 未相続	<input type="checkbox"/> 土地改良区賦課金滞納	<input type="checkbox"/> 差押	<input type="checkbox"/> 認定新規就農者への転貸
<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> 了承する
<input checked="" type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 了承しない

2. 承諾事項

- 「借受者」が見つからない場合は、事業の活用はできないこと。
- 「借受者」への転貸については、農地中間管理機構に一任すること。
- 本申出書に記載の内容は、事業実施のため、必要に応じ、事業に関係する機関、団体、個人へ「情報開示」されることに同意すること。
- 機構の借受期間が機構関連事業(※)の計画の決定（公告）時から15年以上ある農用地等については、機構関連事業が行われることがあること。

※ 機構関連事業とは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいい、機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業のことである。

なお、機構関連事業を実施する際には、事前に事業説明会等を開催します。

申出者の知らない間に機構関連事業が行われることはありません。